

訪問系サービスに係る
新型コロナウイルス感染症関連情報
(関係通知集)

目次

1 福岡市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

- (1) 令和5年7月以降の新型コロナウイルス感染症に係る医療・介護施設従事者等（障がい）へのスクリーニング検査について…………… 1
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者報告の終了について（通知）…………… 3

2 人員基準等の臨時的な取り扱いの一部終了について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について…………… 6
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更後のホームヘルプの取扱いについて（通知）…………… 13
- (3) 【廃止】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）…………… 14
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更後の移動支援事業の取扱いについて…………… 16
- (5) 【廃止】新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて通知…………… 17

- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（通知）…………… 18

- (7) 【廃止】新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（通知）…………… 20
- (8) 【廃止】新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（厚労省）…………… 21

- 3 参考HP（厚生労働省）…………… 24

指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課長

令和5年7月以降の新型コロナウイルス感染症に係る医療・介護施設従事者等(障がい)への
スクリーニング検査について

皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に日々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在実施しております標記のスクリーニング検査については、実施期間を令和5年6月末までとしておりましたが、下記のとおり **令和5年9月末まで延長して実施**することといたしましたので、お知らせいたします。

各施設におかれましては、本スクリーニング検査の活用等を含め、今後とも、感染拡大防止にご尽力くださいますようお願いいたします。

記

1 検査実施期間

令和5年7月1日から令和5年9月30日まで

※10月1日以降の取扱いについては、後日改めてお知らせします。

2 検査対象者及び検査回数上限(変更なし)

対象者種別	検査回数上限
施設従事者(※1)	最大週2回
新規 入所・入居者(※2)	入所時に1回
既存 入所・入居者(※2)	帰省などにより施設外の親族等との接触があった場合に、施設に戻った後、入室前などに1回

※1 事務員、調理員等直接施設利用者とは接しない方や派遣社員、委託業者等正規職員でない方も含まれます。

※2 入所系の施設に限ります。

3 検査方法

鼻腔ぬぐい液を用いた抗原定性検査

※現在使用しているタカラバイオ社製 HEALGEN COVID-19 抗原迅速テストの販売中止に伴い、**本市での在庫が無くなり次第**、別の検査キット(厚生労働省薬事承認あり)を配付いたします。検査キットの切替時期や詳細については、後日、申込フォームや特設ページにてお知らせいたします。

4 受託事業者(変更なし)

株式会社阪急交通社九州営業本部

5 配付数(変更なし)

1回の申込みにつき、約3週間分(※)の抗原定性検査キットを配付します。

(※)週2回の検査を希望する場合は、検査対象者数×6
週2回の検査を希望しない場合は、検査対象者数×3

裏面あり

6 申込み(変更なし)

検査を実施する施設単位での申込みとなります(約1週間で届きます)。

以下の URL 又は二次元コードから申込専用フォームにアクセスしてください。

また、追加の申込みについては、残り4回分(検査対象者数×4、週2回の検査を希望しない場合は残り2回分)未満になりましたら、申込み可能です。

申込専用フォーム

(URL)

<https://forms.gle/ZhXxCt3sEEhNumDQA>

(二次元コード)



7 検査結果の報告(変更なし)

検査を実施しましたら、以下の URL 又は二次元コードからスクリーニング結果報告フォームにアクセスし、検査結果を報告してください。

報告により、各施設の在庫数を管理しておりますので、抗原定性検査キットの手持ちがある施設(未報告の施設を含む)については、申込みいただいても配付できない場合があります。検査実施後は速やかに結果報告の入力をお願いいたします。

検査結果の報告フォーム

(URL)

<https://forms.gle/CdLJDydpbQsmVwSs6>

(二次元コード)



8 注意点

- 申込みや検査結果の報告については、別紙1も併せてご参照ください。
- 抗原定性検査キットの適切な温度管理のため、7月1日から9月30日まではクール便を利用して配付いたします。受領後は各施設においても、適切な温度管理のもと、保管してください(抗原定性検査キットの適切な保管温度 2℃から30℃)。
- 抗原定性検査キットは、定期的なスクリーニング検査のために配付いたします。
※施設への備蓄や緊急時の使用のみを目的とした申込みはご遠慮ください。
- 抗原定性検査キットの使用実績が確認できない場合などは、受託事業者から電話等により連絡を行うことがあります。

【お問合せ先】

株式会社阪急交通社九州営業本部(福岡市検査キット配送センター)

TEL 092-600-1920

(受付時間: 平日 9:00~17:00)

スクリーニング検査事業特設ページ

<https://www.hankyu-travel.com/t/fuk/medical/>



福障福第 266 号
令和 5 年 5 月 19 日

各障がい者支援施設 施設長 様
各障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染者報告の終了について（通知）

標記の件につきましては、令和 5 年 5 月 2 日付福障福第 177 号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の感染者報告について（通知）」により通知しておりましたが、本日をもって当該取扱いを終了することとしましたので、お知らせいたします。

【参考】

○令和 5 年 5 月 2 日付福障福第 177 号

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の感染者報告について（通知）

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課
TEL：092-711-4249

各障がい者支援施設 施設長 様
各障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
感染者報告について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、本年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同等の 5 類感染症に変更され、日常の基本的な感染対策については、個人や事業所による判断に委ねられることとなりますが、現在主流であるオミクロン株は、感染力が非常に強いウイルスである状況に変わりはないことから、今後も日常における基本的な感染対策を行っていく必要があります。

つきましては、各障がい福祉サービス事業所におかれましては、引き続き、下記の取組みにご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 感染対策の徹底について

引き続き十分な換気、手指・共用設備の消毒など感染対策の徹底をお願いいたします。

2 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告について

○職員又は利用者が医師による新型コロナウイルス陽性の確定診断を受けた場合は、別紙様式に必要事項を記入し、メールで報告をお願いいたします。

※様式は従前のものから改めていますので、ご注意ください。

【障がい者支援施設（入所系）、グループホーム】

・職員又は入所者（入居者）が陽性となった場合

【日中活動系（通所系）の障がい福祉サービス事業所】

・職員又は利用者が陽性となった場合

※令和 4 年 7 月 27 日付け福障福第 623 号「事業所等（入所・通所系）の関係者が PCR 検査等を受検することになった場合の対応について」は廃止します。

【訪問系の障がい福祉サービス事業所】

・職員又は利用者が陽性となった場合

※家族が陽性になった場合、職員又は利用者が濃厚接触者となった場合は、報告不要です。

○報告先

- ・指定指導第 1 係：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp
- ・指定指導第 2 係：syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp
- ・グループホーム推進係：syougai-grouphome@city.fukuoka.lg.jp

（裏面に続く）

3 医療機関との連携について（特に、障がい者支援施設（入所系））

感染法上の位置付け変更に伴い、これまでの保健所による健康観察及び必要時の入院調整等が終了となります。

各施設におかれましては、施設利用者が陽性となった場合における施設内療養の適切な実施に取り組んでいただくとともに、往診、オンライン診療等を要請できる医療機関を事前に確保するなど、医療機関との連携に取り組んでいただくようお願いいたします。

<問い合わせ先>

障がい福祉課

電話：711-4249

事務連絡
令和5年4月28日

各
〔 都道府県
指定都市
中核市 〕
障害保健福祉主管部（局） 御中
児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡」という。）
- ② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「就労継続支援事業の取扱い事務連絡」という。）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日版）」（令和3年9月22日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「障害児通所支援に係るQ&A事務連絡」という。）

等でお示ししているところです。

※ これまでの臨時的な取扱い等については、厚生労働省ホームページを御参照ください。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位

置づけの変更（令和5年5月8日以降）に伴い、上記①～③でお示ししている臨時的な取扱いについて別紙のとおり取扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、障害福祉サービス事業の適切な運営のため、「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用は、新型コロナウイルス感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るよう留意ください。

引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただくとともに、今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう、助言・指導をお願いします。

また、令和5年度における就労系サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等において既にお示ししていることを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
1	ワクチン接種関係	当面の間継続	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 【令和3年4月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第12報)～令和3年7月2日付け事務連絡(第15報)】	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 (取扱いの変更なし)
2	共通	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能) 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問6】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能) <u>※なお、当該特例は、職員が感染者又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)となった場合に限る。</u>
3	共通	一定の要件のもと当面の間継続	休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問5】	事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 <u>※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定</u> <u>・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合</u> <u>・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合</u>
4	共通	一定の要件のもと当面の間継続	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問12、25、26、27】	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、 <u>テレビ会議の活用</u> により算定可能
5	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問8】	臨時的な取扱いの終了
6	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	上記と同様の場合、重度訪問介護については、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問8】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
7	訪問系サービス	一定の要件のもと当面の間継続	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者(ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。)であり、サービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事可能</p> <p>※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問9、13】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合については、<u>他の事業所等で障害者等への支援に従事したことがあり、当該支援の提供に支障がないと市町村が認める者であれば従事可能</u></p> <p>※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。</p>
8	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	<p>居宅介護の30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響で、家事援助に時間を要して30分を大きく超えた場合、利用者の同意が得られ、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で、市町村が必要と認めるときは、実際に要した時間の単位数を算定可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問10】</p>	<p>臨時的な取扱いの終了</p>
9	訪問系サービス	当面の間継続	<p>居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能</p> <p>【条件】 演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニング)の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。 ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。 ②演習では、グループ(受講生同士)によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を探ること。 ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。 ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと(遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。)</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問11】</p>	<p>居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能</p> <p>【条件】 演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニング)の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。 ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。 ②演習では、グループ(受講生同士)によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を探ること。 ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。 ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと(遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。)</p> <p>(取扱いの変更なし)</p>

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
10	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	同行援護等について、感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービス等他の手段で代替できない場合は、ヘルパーが単独で買い物代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とすることが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問14】	臨時的な取扱いの終了
11	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護等について、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加等により、概ね2時間以上の間隔がなくサービス提供を行った場合も報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問15】	臨時的な取扱いの終了
12	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	熟練した重度訪問介護従業者の同行支援について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により新人の従業者が増えている場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき3人を超える従業者を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問16】	臨時的な取扱いの終了
13	通所サービス	臨時的な取扱いの終了	送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者数の要件(1回の送迎につき平均10人以上の利用等)を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問7】	臨時的な取扱いの終了
14	通所サービス	臨時的な取扱いの終了	生活介護について、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問17】	臨時的な取扱いの終了
15	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	賃金の支払いについて、新型コロナウイルスへの対応等により、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付費を充てることが可能 【令和2年2月20日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第1報)】	臨時的な取扱いの終了
16	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	都道府県等が認める場合には、経営改善計画の策定の猶予等が可能 【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】	臨時的な取扱いの終了
17	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	工賃の支払いについて、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能 【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
18	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	対面での支援を避けることがやむを得ない場合であって、テレビ電話装置等を用いた方法による支援環境が整っていない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能 【令和2年3月9日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第3報)記1、令和3年4月23日付事務連絡(第9報)記(2)】	臨時的な取扱いの終了
19	入所系サービス	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問18】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能
20	入所系サービス	当面の間継続	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能 【令和3年2月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第9報) 問1～問4】	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能 (取扱いの変更なし)
21	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業した場合において、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能 他方、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、障害福祉サービス事業所に対し、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定が可能。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問19】	グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が、当該事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能 <u>※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定</u> ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
22	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問20】	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能
23	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問21】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様
24	相談支援	臨時的な取扱いの終了	新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問23、24】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
25	相談支援	臨時的な取扱いの終了	サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問28】	臨時的な取扱いの終了
26	地域移行支援	臨時的な取扱いの終了	地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も報酬の算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問22】	臨時的な取扱いの終了
27	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能(分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能) 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q20】	臨時的な取扱いの終了
28	障害児サービス	一定の要件のもと当面の間継続	放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q8、Q9】	放課後等デイサービスについて、事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
29	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	家庭連携加算については、電話等による実施が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q4】	臨時的な取扱いの終了
30	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算(延長支援加算等)について、本来必要な届出を事後に行うことが可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡 Q19】	臨時的な取扱いの終了
31	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡 Q5】	臨時的な取扱いの終了
32	移動支援事業	臨時的な取扱いの終了	移動支援事業による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱うことが可能 【令和2年3月13日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡】	臨時的な取扱いの終了

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更後のホームヘルプの
取扱いについて（通知）

各事業所等の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に日々ご尽力いただき、大変感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 2 年 3 月 12 日付保障福第 1508 号「「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」に関するお知らせ」により、本市における対応をお知らせしていたところですが、「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の発出に伴い、本市においても、下記のとおり、令和 5 年 5 月 8 日以降の一部取扱いを終了することとしましたので通知いたします。

記

1 一部取扱いの終了について（令和 2 年 3 月 12 日付 保障福第 1508 号の 2（1））

先般の通知の《福岡市補足－30 分以上の取扱い》においては、【所要時間が「1 時間」の身体介護の個別支援計画（新型コロナウイルス発生以前に作成した計画）であったものについて、感染リスクを下げるため、時間短縮を行い、かつ必要となる最低限のサービス提供を行うとして、30 分以上 49 分以下の支援計画となった場合でも、「30 分以上 1 時間未満」の報酬算定を可能とします。（20 分未満の時間を切り捨てる対応をしない）】としておりました。

しかし、取扱い終了に伴い、報酬算定については障がい福祉サービス事業者等説明会の資料にあるとおり、「20 分以上 49 分以下の支援計画の場合は、「30 分未満」となります。

重度訪問介護についても同様の考え方でご対応下さい。

（参考資料）

令和 2 年 3 月 12 日付 保障福第 1508 号 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」に関するお知らせ

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
福岡市福祉局障がい福祉課 担当：竹田、田中
TEL：092-711-4249
FAX：092-711-4818

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」に関するお知らせ

令和 2 年 3 月 10 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」において、人員基準等の臨時的な取扱い及び都道府県等からの取扱いに対する質問への回答が示されております。

厚生労働省が示した質問に対する回答中、訪問系サービス事業所につきましては、特に問 5 と問 6 が関係しており、当該内容について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 別添文書

令和 2 年 3 月 10 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」

2 上記事務連絡の問 5 と問 6 について

(1) 問 5 について

【問 5 の概要】

新型コロナウイルス感染疑い者へのサービス提供にあたり、利用者・家族及びヘルパーの感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合の報酬算定について、居宅介護等においては、個別支援計画等に定められた内容のうち、地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、提供時間が 20 分未満となった場合でも「30 分未満」の報酬算定は差し支えない。

重度訪問介護についても同様の場合においては、1 事業者における 1 日の利用が 3 時間未満であっても報酬請求は可能であり、また、提供時間が 40 分未満となった場合でも「1 時間未満」の報酬算定は差し支えない。

《福岡市補足－30分以上の取扱い》

例えば、所要時間が「1時間」の身体介護の個別支援計画（新型コロナウイルス発生以前に作成した計画）であったものについて、感染リスクを下げるため、時間短縮を行い、かつ必要となる最低限のサービス提供を行うとして、30分以上49分以下の支援計画となった場合でも、「30分以上1時間未満」の報酬算定を可能とします。（20分未満の時間を切り捨てる対応をしない）

この場合、必ず利用者に説明を行ってください。

また、「1時間」の個別支援計画はそのまま残し、他の文書で、感染リスクを下げるための措置であることを明記し、時間短縮後の計画の概要の記録をお願いします。

重度訪問介護についても同様の考え方でご対応下さい。

(2) 問6について

【問6の概要】

訪問系サービスについて、通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、必要な資格を持った人員が確保出来ない場合、一時的、かつ利用者に配慮したものであれば、資格のない者であっても、他事業所等で従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、従事することは差し支えない。

《福岡市補足－「市町村が認める者」の手続》

問6の対応により、一時的に訪問系の各種サービスに従事する資格を有さない者がサービス提供を行おうとする場合は、障がい福祉課に電子メール等でご連絡ください。

事情や、従事者の他事業所での障がい者等へのサービス提供の経験などを確認します。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市保健福祉局障がい福祉課 担当：濱田

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougaijigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

福障福第 180 号

令和 5 年 5 月 2 日

移動支援事業者 代表者 様

福岡市福祉局障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更後の移動支援事業の
取扱いについて（通知）

各事業所等の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に日々ご尽力いただき、大変感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 2 年 3 月 16 日保障福第 1522 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて（通知）」により、本市における対応をお知らせしていたところですが、「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の発出により、臨時的取扱いが終了されることになりました。

つきましては、本市においても、令和 5 年 5 月 8 日以降は、その扱いを終了することとしましたので通知いたします。

（参考資料）

令和 2 年 3 月 16 日付 保障福第 1522 号 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて（通知）

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市福祉局障がい福祉課 担当：永田、飯束

TEL：092-711-4249

FAX：092-711-4818

【廃止】

保障福第 1522 号

令和 2 年 3 月 16 日

移動支援事業者 代表者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて(通知)

今般、別添のとおり厚生労働省より移動支援事業の取扱いに関して示されましたので、下記のことをお知らせいたします。

記

1 令和 2 年 3 月 13 日付厚生労働省事務連絡（別添）の概要

「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したものと取り扱ってよろしいか」との問いに対し、「当該地域で新型コロナウイルスの感染症が確認されており、利用者に感染するおそれがある場合等であって、他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえた上で、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えない。」との回答が示されております。

2 福岡市における対応

福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とします。

なお、当該取扱いは、移動支援による外出を予定していた（計画があった）ことが前提であることに、十分ご留意ください。

また、当該取扱いを行う場合、支援の実施内容のほか、当初の移動支援の計画内容や居宅での支援の必要性に関する記録を作成し、適切に保管してください。適宜、報告を求めます。

3 別添資料

令和 2 年 3 月 13 日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市保健福祉局障がい福祉課 担当：牛島，立山

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougaijigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

市内指定特定相談支援事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への
相談支援の実施等について（通知）

各事業所等の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に日々ご尽力いただき、大変感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 2 年 2 月 27 日付保障福第 1424 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（通知）」により、柔軟な取扱いをお知らせしていたところですが、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の発出により、臨時的な取扱いが変更されることに伴い、**別紙のとおり令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いを変更することとしました**ので通知いたします。

各事業所におかれましては、適切なお対応をよろしくお願いいたします。

記

1 変更する内容

別紙のとおり

2 添付資料

- ① 令和 2 年 2 月 27 日付保障福第 1424 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（通知）」
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

【問い合わせ先】

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課
指定指導第 2 係 担当：吉田、小林、西田
TEL：092-711-4249

	現行の取扱い内容	5類移行後の取扱い内容
1	サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について、電話等により本人または家族へ確認したことをもって行うことが可能	<p>臨時的な取扱いを終了する。</p> <p><u>利用者の居宅等へ訪問し、利用者及びその家族に面接を行うことが必要。</u></p>
2	サービス担当者会議について、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行うことが可能	<p>電話や文書等の照会により行うことが可能とする取扱いを終了する。</p> <p><u>テレビ会議</u>の活用は可能。</p>
3	特定事業所加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても引き続き算定が可能。	<p>機能強化型等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても引き続き算定が可能。</p> <p><u>ただし、職員が感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）となった場合に限る。</u></p>

【廃止】

保障福第 1424 号
令和 2 年 2 月 27 日

市内指定特定相談支援事業所 管理者 様
市内障がい児相談支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長
福岡市こども未来局こども発達支援課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者(児)への相談支援の実施等について (通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)等については、別添の厚生労働省の事務連絡に基づき、以下のとおり新型コロナウイルスの感染拡大防止のための柔軟な取扱いが可能ですので、お知らせいたします。

記

1 具体的取り扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、サービス利用計画の実施状況の把握(モニタリング)について、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。

また、特定事業所加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能です。

2 添付資料

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者(児)への相談支援の実施等について
(令和2年2月 25 日付厚生労働省事務連絡)

【問い合わせ先】

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8-1

保健福祉局障がい福祉課 指定指導第2係

電話:711-4249 担当:紙本・大内

こども未来局こども発達支援課 事業所指定・指導係

電話:711-4178 担当:坂田

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
障害者（児）への相談支援の実施等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）等については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための柔軟な取扱いを可能としますので、管内市区町村や関係事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、具体的な取扱いについては、「令和元年台風第19号による災害に伴う障害者（児）への相談支援の実施等について」（令和元年10月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の2（2）における取扱いの考え方を参考にしてくださいませようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 13 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

令和元年台風第 19 号による災害に伴う障害者（児）への相談支援の実施等について

今般の令和元年台風第 19 号による災害に伴う対応につきましては、必要な支援の確保等、障害者（児）の支援に各種ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記災害の発生等により避難所等に避難している障害者（児）や被災地域等で生活を続けている障害者（児）について、必要な支援を行うための積極的な状況把握とそれに基づく適切な障害福祉サービスの提供が急務となっております。

避難所等における障害福祉サービスの提供については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された自治体宛て別途発出した「災害により被災した要援護障害者等への対応について」（令和元年 10 月 13 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）により、弾力的に対応できることとしていますが、避難所等で生活する障害者（児）を必要なサービスにつなげるためには、相談支援の果たすべき役割が重要です。

つきましては、障害者（児）の状況把握やケアマネジメント等の支援を行う相談支援事業の取扱いについて、下記のとおりとしますので、障害者（児）の適切な支援にご尽力いただきますようお願い申し上げますとともに、管内市区町村や関係事業者等への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 障害者（児）の安否確認と適切な支援の実施について

被災地等においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ですが、市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、課題の把握（アセスメント）を行い、必要なサービス提供につなげるのが重要です。

とりわけ、施設や自宅等から避難し、避難所等で生活する障害者（児）や被災地域で生活を続けている障害者（児）については、相談支援事業者と障害福祉サービス事業者、医療機関等が連携して適切なサービス提供につながるよう配慮をお願いします。

2. 計画相談支援事業の活用について

避難所等で生活する障害者（児）への相談支援の実施に当たっては、計画相談支援事業を活用しつつ、必要となる訪問系サービス、日中活動系サービス、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置につなげるようお願いします。

(1) サービス利用支援及び継続サービス利用支援について

避難所等における障害者（児）等が障害福祉サービスを利用する場合に係るサービス利用支援や継続サービス利用支援については、計画相談支援給付費の支給対象となります。

(2) 運営基準等の柔軟な取扱い

計画相談支援の事業の基準（障害者総合支援法第 51 条の 24）については、今般の災害に係る被災状況に鑑み、被災地の避難者の受入れを行っている事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟に取り扱ってください。

例えば、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 15 条第 3 項に定めるサービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することを可能とするとともに、同条第 2 項第 11 号に定めるサービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。また、特定事業所加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能です。

3. 利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について

利用者が遠隔地等へ避難する場合には、被災地と避難先の相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等が利用者の情報を共有するなど、円滑に引き継がれるように配慮をお願いします。

3 参考HP（厚生労働省）

（１）感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

障害福祉サービス施設・事業所職員の感染症への対応力の向上を目的として、必要な感染症の知識や対応方法をまとめた「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

（２）障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

新型コロナウイルス感染症に関する自治体・関係団体向け事務連絡等が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html